

水道料金・下水道使用料の減免について

減免の対象となる世帯は ...

仙台市内にお住まいで、仙台市の水道を生活用としてご使用いただいている世帯のうち、**世帯員の皆様**が市・県民税の均等割及び所得割を**非課税**とされており、申請しようとする日において、**収入が少なく、著しく生活に困窮している**と認められ、更には**他の世帯から経済的援助**（親からの仕送り等を含む）**を受けていない世帯**です。

ただし、次に掲げる要件に該当する場合のほか、水道のご使用状況などによっては、**減免の対象にはならない場合があります**ので、窓口にお越しの際に**ご相談ください**。

- ◆ 減免を受けようとする世帯（以下「申請世帯」といいます。）の世帯員のどなたかが、別世帯の方に扶養されている場合
- ◆ 申請世帯の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」といいます。）を別世帯の方に支払っていただいている場合
- ◆ 申請世帯の世帯員の中に、申請する年度の非課税証明書の交付を受けられない方がいらっしゃる場合
- ◆ 水道局から直接水道料金等を請求されていない方のうち、トイレ・風呂・台所が共同使用となっているマンション・アパート等にお住まいの場合

申請時にご用意いただくものは ...

- ◆ 申請世帯の皆様全員の「市・県民税非課税証明書」を提出していただくことになります。ただし、世帯員のうち年齢が18才以下の方で、同一世帯の方の扶養控除対象者になっている方の証明書は必要ありません。
- ◆ 水道料金等が水道局から直接請求されている方は、「水道ご使用水量等のお知らせ」や「納入通知書」など、お客様番号が明記されている書類をご持参ください。
- ◆ 減免の申請者は、**原則として申請世帯の世帯員**に限ります。ただし、何らかの理由により、申請世帯の世帯員の方が申請できない場合には、その方々から委任を受けることで、第三者の方でも申請することができます。
- ◆ 世帯員以外の方が申請される場合には、「**委任状**」が必要となります。

申請時期と減免期間について ...

- ◆ その年の申請は6月から受付を始めます。減免期間は7月から翌年6月までの最大1年間です。
- ◆ 年度の途中でも随時受付しておりますのでご利用ください。減免期間は申請いただいた月の翌月からになります。**さかのぼることはできません**。
- ◆ **減免の適用は自動更新されませんので、毎年申請が必要となります**。（市政だより6月1日号でお知らせいたしますのでご覧ください。）

減免の決定通知について ...

申請に基づき審査を行い、その結果を減免決定通知書としてお送りします。

減免額について ...

基本料金相当額を減免いたします。

水道料金	水道メーター口径に応じた基本料金（消費税込み）				
	*口径 13mm	1ヶ月	609 円	2ヶ月	1,218 円
	*口径 20mm	1ヶ月	1,312 円	2ヶ月	2,625 円
下水道使用料		1ヶ月	738 円	2ヶ月	1,476 円

水道局から直接請求されている方は、減免後の金額で請求いたします。

マンション・アパート等にお住まいの方のうち、水道局から直接請求されていない方（家主、管理人、市・県営住宅公社等へ支払っている方）は...

- ◆ 減免期間終了後に減免相当額をお返しします。
- ◆ この場合の水道料金の基本料金は水道メーターの口径 13mm 相当額で計算します。
- ◆ 減免相当額をお返しする手続きの際に、水道料金等のお支払いを確認させていただきます。水道料金等の領収書等を提出していただくこととなりますので大切に保管して下さい。
- ◆ 詳しくは、減免期間終了後の 8 月に水道局からお送りいたします「還付のご案内」をご覧ください。

減免の対象要件に該当しなくなったときは...

仙台市外への転居、課税世帯へ変更になる等、必ずご連絡下さい。減免の適用は終了となります。ご連絡が遅れると、さかのぼって料金を請求することもありますのでご注意ください。

減免期間中に引っ越したときは...

引っ越したときは、減免の適用は終了になります。

ただし、仙台市内で引っ越した場合のうち、減免の要件を満たす場合であれば、転居継続申請書を提出していただくと、引き続き減免を受けることができます。

転居継続申請をする際にご用意いただくものは...

- ◆ 世帯員に変更がない場合には、申請書の提出だけで結構です。
- ◆ 世帯員が増えた場合は、その方の「市・県民税非課税証明書」の提出が必要となります。ただし、18才以下で同一世帯の方の扶養控除対象者になっている方の証明書は必要ありません。
- ◆ 世帯員以外の方が申請される場合には、「委任状」が必要となります。
- ◆ 申請書を提出されませんと、新しい住所地での減免は適用になりません。

申請内容に変更があったときは...

世帯員が増減したり、氏名が変更になる等、申請内容に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

申請場所について...

申請場所は次の仙台市水道局料金センターです。

- ◆ 市役所料金センター（仙台市役所本庁舎 1 階） 青葉区国分町 3-7-1
- ◆ 北料金センター（泉区役所東庁舎 3 階） 泉区泉中央 2-1-1
- ◆ 南料金センター（水道局本庁舎 1 階） 太白区南大野田 29-1

臨時窓口の開設

- ◆ 宮城総合支所庁舎内（6月に開設予定） 青葉区下愛子字観音堂 5
開設期間等、詳しくは市政だより 6 月 1 日号でお知らせいたします。

※詳しくはこちらへお問い合わせ下さい。

仙台市水道局 南料金センター 304-0020

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
(祝休日、12 月 29 日～1 月 3 日を除きます)

